



小樽の交通安全情報No. 29

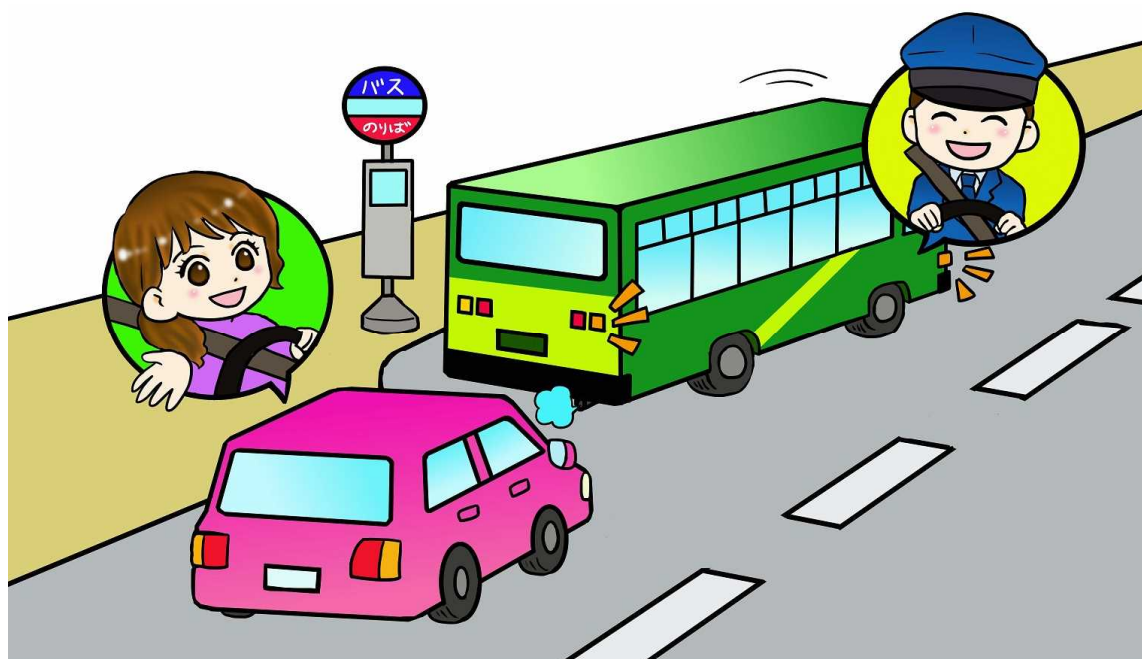
令和5年12月5日

小樽警察署

ストップ・ザ・交通事故

# バスの進路変更を 妨げないでください

道路交通法第31条の2では、停留所で停車している路線バスが発車合図を出した時、その後方にある車両は路線バスの進路の変更を妨げてはならないことが定められています。



**反則金(普通車)6,000円 点数1点**